

大崎地域広域行政事務組合ネーミングライツ事業実施要綱

令和 7 年 9 月 25 日

告示第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大崎地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）が保有する公共施設等の愛称を命名する権利を法人等に付与することで、組合の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、ネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合施設 組合が保有する公共施設等をいう。
- (2) ネーミングライツ 条例で定める組合施設の名称とは別に、当該組合施設で使用する愛称を付与する権利及びこれに付帯する権利をいう。
- (3) ネーミングライツパートナー 組合との契約によりネーミングライツを付与された民間事業者等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 組合が、公募により決定したネーミングライツパートナーと契約を締結し、組合がネーミングライツを付与することにより、当該ネーミングライツパートナーからその対価を得ることをいう。

(基本原則)

第 3 条 管理者は、組合施設の設置の目的に支障を生じさせない方法によりネーミングライツ事業を実施するとともに、当該組合施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 ネーミングライツ事業により組合が得た対価については、組合施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。

3 組合は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、組合施設の愛称を使用するものとする。ただし、条例に規定されている当該組合施設の名称については、変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称を使用できるものとする。

(規制業種又は事業者)

第 4 条 次に掲げる事業者は、ネーミングライツパートナーとなることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団が営業する事業者及び第 6 号に規定する暴力団員が営業する事業者
- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む事業者

- (4) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体
- (5) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体
- (6) 市町村税を滞納している事業者
- (7) 大崎市又は組合から指名停止を受けている事業者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (9) 各種法令に違反している事業者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理者がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した事業者

（愛称の範囲）

第 5 条 ネーミングライツにより表示しようとする愛称は、公共の施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から住民の理解が得られるものであり、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本語又は英語（アルファベット）により表記可能なもの。ただし、企業ロゴ、マーク等については、この限りでない。
- (2) 商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのないもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動と認識されるおそれのないもの

（ネーミングライツの付与期間）

第 6 条 ネーミングライツを付与する期間は、原則 3 年以上とし、管理者とネーミングライツパートナーの協議により決定する。

（費用負担）

第 7 条 ネーミングライツに伴う組合とネーミングライツパートナーの費用負担の区分は、別表のとおりとする。

（募集の種類）

第 8 条 ネーミングライツ事業に係る募集の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めることとする。

- (1) 特定募集型 組合が選定した対象施設について愛称を募集するもの
- (2) 提案募集型 対象施設（前号の規定により選定したものを除く。）について提案を募集するもの

（募集）

第 9 条 管理者は、ネーミングライツ料その他募集に必要な事項について定めた募集要項を作成し、組合のウェブサイト、広報紙への掲載等により広く募集するものとする。

（応募）

第 10 条 ネーミングライツの特定募集型に応募しようとする者は、ネーミングライツ申込

書（様式第1号）を、ネーミングライツの提案募集型に応募しようとする者は、ネーミングライツ提案書（様式第2号）に必要な書類を添付して管理者に提出しなければならない。
（審査委員会）

第11条 管理者は、前条の申込みに係る審査を行うため、ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員は、事務局長、業務課長、施設整備課長、施設管理課長、消防本部総務課長及び教育委員会教育次長をもって充てる。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、事務局長とし、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長が指名する者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 管理者は、委員会が提案募集型による申込みを審査した結果、特定募集型の手続によることが相当であると判断したときは、組合施設のネーミングライツ事業を特定募集型とする旨の決定をすることができる。

（委員会の所掌事務）

第12条 委員会は、次に掲げる事項の審査を行う。

- (1) ネーミングライツの対象施設に関すること。
- (2) ネーミングライツに係る募集要項の内容に関すること。
- (3) 愛称の妥当性に関すること。
- (4) ネーミングライツパートナーとなる優先交渉者の選定に関すること。
- (5) 提案募集型の提案内容に関すること。
- (6) 前各号のほか、ネーミングライツ事業を行うに当たり必要な事項に関すること。

（会議）

第13条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員会の会議は、委員長、副委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第14条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

（決定）

第15条 管理者は、応募に対する採用の可否及び優先交渉者を決定した場合は、優先交渉者に対し、ネーミングライツ優先交渉者決定通知書（様式第3号）により通知し、当該優

先交渉者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。

3 管理者は、次点順位及びその順位以降の応募者に対し、ネーミングライツ審査結果通知書（様式第4号）により審査結果を通知するものとする。

（契約）

第16条 管理者は、前条第1項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉者とネーミングライツに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

（ネーミングライツ料の納入）

第17条 契約を締結したネーミングライツパートナーは、管理者が指定する期日までに、管理者が発行する納入通知書によりネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（ネーミングライツ料の返還）

第18条 管理者は、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、納入済みのネーミングライツ料の全部又は一部を当該ネーミングライツパートナーに返還するものとする。

2 前項の規定により納入済みのネーミングライツ料を返還する場合は、納付されたネーミングライツ料から掲載した期間（当該期間が1月未満であるとき又は当該期間に1月未満の端数があるときは、当該期間又は端数期間を1月とする。）に係るネーミングライツ料を月割で算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を差し引いた額を返還するものとする。

（契約の解除）

第19条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき。

(2) ネーミングライツパートナーが法律、条例、規則、要綱等の法令に違反したとき。

(3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) ネーミングライツパートナーが第4条各号に該当することとなったとき。

2 管理者は、前項の規定により契約を解除したときは、ネーミングライツ契約解除通知書（様式第5号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

（次回の契約）

第20条 ネーミングライツパートナーは、当該組合施設に係る次回の契約に際して、優先的に交渉することができるものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、管理

者が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

費用負担の区分	組合	ネーミングライツパートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示変更（施設看板、 道路標識等）		○
現状回復費用		○
パンフレット、封筒等の組合の 印刷物又はウェブページの表示 変更	○	

注1 敷地内外の表示の変更及び新規看板等の設置は、組合や関係機関と協議の上実施するものとする。

注2 印刷物の表示変更の内容は、印刷物の現存部数、改訂の時期等を考慮し、協議の上、決定する。

様式第 1 号（第 10 条関係）

ネーミングライツ申込書

年 月 日

大崎地域広域行政事務組合
管理者 様

所在地：
法人名：
代表者名：

次の施設のネーミングライツについて、関係書類を添えて申し込みます。

施設名 (正式名称)		
愛称名		
愛称の理由		
応募金額		1 年当たり 円 (税抜)
希望契約期間		年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)
応募の動機		
連絡先	担当者	
	部署	
	TEL・FAX	TEL : FAX :
	E-mail	

(添付書類)

- ☐ (1) 会社概要及び直近 3 か年の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- ☐ (2) 法人の登記事項証明書
- ☐ (3) 直近 1 年間分（発行日から 3 か月以内のものに限る。）の市町村税に滞納がない証明書（事業所の所在する市町村）
- ☐ (4) 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの

様式第2号（第10条関係）

ネーミングライツ提案書

年 月 日

大崎地域広域行政事務組合
管理者 様

所在地：
法人名：
代表者名：

次の施設のネーミングライツについて，導入を提案します。

施設名 (正式名称)		
愛称名		
愛称の理由		
応募金額		1年当たり 円（税抜）
希望契約期間		年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)
提案の理由 (施設等の選定理由)		
連絡先	担当者	
	部署	
	TEL・FAX	TEL : FAX :
	E-mail	

(添付書類)

- ☐ (1) 会社概要及び直近3か年の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- ☐ (2) 法人の登記事項証明書
- ☐ (3) 直近1年間分（発行日から3か月以内のものに限る。）の市町村税に滞納がない証明書（事業所の所在する市町村）
- ☐ (4) 愛称に商品名等を使用する場合，当該商品等の概要の分かるもの

様式第3号（第15条関係）

ネーミングライツ優先交渉者決定通知書

第 年 月 日 号

様

大崎地域広域行政事務組合
管理者



年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツについて、次のとおり決定しましたので通知します。

事業者名	
施設名 (正式名称)	
愛称名	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)
命名権料	1年当たり 円(税抜)

※ 通知書の受領後、担当課（ ）と契約の手続きを行ってください。

様式第 4 号（第 15 条関係）

ネーミングライツ審査結果通知書

第 年 月 日 号

様

大崎地域広域行政事務組合
管理者 印

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツについて、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

事業者名	
施設名 (正式名称)	
提案愛称	
審査結果 決定事項	
理由	

様式第 5 号（第 19 条関係）

ネーミングライツ契約解除通知書

第 年 月 日 号

様

大崎地域広域行政事務組合
管理者



ネーミングライツについて，次の理由により契約を解除します。

契約解除年月日	年 月 日
施設名 (正式名称)	
愛称名	
契約解除理由	